

台湾向け輸入規制対応技術確立事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の目的

台湾は、令和4年2月21日付けで、平成23年の東日本大震災（原発事故）に伴う本県を含む規制対象5県（福島県、茨城県、群馬県及び千葉県）の食品（酒類を除く）に係る輸入規制を緩和した。

一方、台湾では、現地法令に基づき、輸入食品の残留農薬の検査が行われており、残留農薬基準に違反した場合には、当該食品の廃棄のみならず、食品検査のロット検査抽出率の引き上げ強化や全ロット検査の義務付け等の措置が講じられる。そのような中、日本と台湾では残留農薬の基準が異なることから、日本で流通可能な食品が台湾の食品検査では不合格になることが懸念される。

このため、梨及びいちごについて、台湾の現地規制に対応した生産技術を確立し、本県農産物の円滑な輸出を促進する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

台湾向け輸入規制対応技術確立事業業務

(2) 委託業務の内容

別紙「台湾向け輸入規制対応技術確立事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託料限度額

2,590,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 委託期間

契約締結の日から令和5（2023）年2月24日（金）まで

(5) 担当部局及び問い合わせ先等

所属：栃木県農政部経済流通課 農産物ブランド推進班

住所：栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁本館12階北西側

電話：028-623-2299 FAX：028-623-2301

電子メール：brand-yusyutu@pref.tochigi.lg.jp

受付時間：土日・祝祭日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

3 参加資格

次の要件をすべて満たす者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないこと。
- (2) 参加表明書及び企画提案受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者でないこと。
- (3) 海外向け農産物の生産技術に関する調査実績や関連業務の受託実績があること。
- (4) 国税及び都道府県税を滞納していないこと。

- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 条）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。

4 募集日程

令和 4（2022）年 9 月 2 日（金）	業務委託の公募開始
9 月 7 日（水） 16:00	質問書の提出期限
9 月 9 日（金） 16:00	参加表明書の提出期限
9 月 13 日（火） 16:00	企画提案書の提出期限
9 月 16 日（金） 予定	プロポーザル審査会
9 月 21 日（水） まで	審査結果の通知

5 質問の受付及び回答

本要領や仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き次により質問書（様式 1）を提出すること。

(1) 提出期限

令和 4（2022）年 9 月 7 日（水） 16:00 まで

(2) 提出方法

電子メールにより、本要領 2（5）宛て提出すること。

(3) 質問に対する回答

質問書の提出者に 9 月 8 日（木）までに電子メールで回答するとともに、質問及び回答内容を栃木県 HP で公開する。

(4) 留意事項

本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

6 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書（様式 2）に事業者概要書（様式 3）及び確認書（様式 4）を添付して提出すること。

なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合には、令和 4（2022）年 9 月 12 日（月）までに、辞退届（様式任意）を提出すること。

(1) 提出期限

令和 4（2022）年 9 月 9 日（金） 16:00 まで

(2) 提出場所

本要領 2（5）に掲げる場所

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。

7 企画提案書の提出

参加表明書の提出を行った者（以下「参加者」という。）は、次により企画提案書（様式5）に経費積算書（様式6）及びその他企画提案の参考となる資料を添付して提出すること。

(1) 提出期限

令和4（2022）年9月13日（火）16:00までに必着。

(2) 提出場所

本要領2（5）に掲げる場所

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。

(4) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

※審査の公平を期すため、副本には参加者名を記載しないこと。

(5) その他

- ア 企画提案書提出期間後は提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。（審査に影響を与えない軽微なものを除く。）
- イ 提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。
- ウ 提出された書類は返還しない。
- エ 複数の企画提案書の提出は認めない。
- オ 応募の際に要する経費やプロポーザル参加に要する経費等については参加者負担とし、県はこれらに係る経費について、一切支給しない。
- カ プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は円とする。
- キ 企画提案書等の書類は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- ク 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ケ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じる責任は提案者が負う。

8 審査に係る事項

(1) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等について令和4（2022）年9月16日（金）にプロポーザル選定委員会を実施予定。時間、場所等については別途通知する。

(3) 審査方法

企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、審査基準に基づきプロポーザル選定委員の意見を聴取し評価を行う。ただし、参加者数や新型コロナウイルス感染症の感染状況などにより、企画提案書のみで審査する場合がある。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)により評価、採点し1位の評価を最も多く得た者を契約の相手方の第1位の候補者として選定する。

イ 次の場合は失格とする。

(ア) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合。

(イ) 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

(ウ) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

(エ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(5) 審査結果の通知

令和4(2022)年9月21日(水)までに、全ての参加者に対し文書で通知するとともに、選定された者の名称を栃木県HPに掲載する。

(6) その他

審査は非公開とし、結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

9 その他

(1) 企画提案が採択された事業者等は、企画提案書の内容に基づき、県と業務履行に必要な協議を行う。なお、協議・調整の結果、企画提案内容及び金額等を変更する場合もある。協議が整った後、委託候補者から改めて見積書を徴し、内容を精査の上、県と随意契約による委託契約を締結する。協議が不調の際には、審査結果の上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(2) 次のいずれかの要件に該当する場合には、失格とする。

ア 本要領において定める応募資格を満たさなくなった場合、又は応募資格を満たさないことが判明した場合。

イ 提出書類やプロポーザルの内容に虚偽があることが判明した場合。

(3) 本委託業務を第三者に一括して再委託することはできない。ただし、業務の一部を委託する場合は、県と協議の上、実施することができる。

(4) 受託者が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、栃木県個人情報保護条例(平成13年条例第3号)に基づきその取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止等、個人情報の保護に努めるものとする。